

奈良県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 専任および非常勤等の雇用形態にかかわらず、本学において研究活動に従事する者をいう。
- (2) 学部長等 学部長、ユーラシア研究センターおよび地域創造研究センターの長をいう。
- (3) 学生等 学部学生および科目等履修生等本学に在学または在籍して修学する者をいう。
研究活動に従事するときは、指導教員の指導のもと本規程を準用するものとする。
- (4) 研究活動 研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定およびそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- (5) 研究費等 日本学術振興会科学研究費助成事業等の研究助成費、大学運営費交付金、寄附金、受託費等を財源として本学で経理を扱うすべての研究経費をいう。
- (6) 配分機関等 研究活動の予算配分または措置をした機関および競争的資金を配分する機関をいう。
- (7) 不正行為 研究者等が研究活動を行う場合における次の掲げる行為で、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
 - エ 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。
 - オ 二重投稿 他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - カ その他研究活動または研究費等の使用にあたり関係法令および本学の諸規程に違反する行為
- (8) 悪意に基づく通報等 不正行為の疑義がある者（以下「被申立者」という。）が行う研究を妨害するため、または被申立者を悪意をもって陥れるためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや被申立者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思に基づく通報等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として、本学における研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動上

の不正行為の防止に関し実質的な責任と権限を持つものとする。ただし、副学長が不在の場合は、学長が指名する者とする。

2 統括管理責任者を補佐するため、統括管理副責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学部長等は、コンプライアンス推進責任者として、学部等における研究活動上の不正行為の防止に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に報告する。

2 ユーラシア研究センター長または地域創造研究センター長が最高管理責任者または統括管理責任者の場合は、副センター長とする。

(教育・研修の実施)

第6条 学部長等は、研究倫理教育責任者として、研究者に対し、研究者倫理の向上を図るために適切な教育・研修等を継続的に行うものとする。

2 研究倫理教育責任者は、学生等に対し、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、研究倫理教育責任者に準用する。

(職名の公開)

第7条 前4条の責任者を置いたとき、またはこれを変更したときは、その職名等を学内外に公表するものとする。

(研究者等の責務)

第8条 研究者は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則等本学が定める就業に関する諸規程(以下「就業規則等」という。)を遵守し高い倫理性の保持に努めるとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者および事務職員(以下「研究者等」という。)は、研究活動上の不正行為の防止に関して、統括管理責任者の指示に従わなければならない。

3 研究者は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研究倫理教育等を受講しなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性の説明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を原則として10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正行為防止計画

(研究不正防止専門委員会)

第9条 公立大学法人奈良県立大学研究推進委員会規程第7条に定める「研究不正防止専門委員会」(以下「専門委員会」という。)は、不正行為の防止に向けた取組みを推進する。

(不正行為防止計画の策定等)

第10条 専門委員会は、統括管理責任者の指示のもとに不正行為防止計画を策定し、これに基づく業務の推進および管理を行うものとする。

2 前項に基づき策定する不正行為防止計画については、その推進状況等を勘案し、適宜、見直しを図るものとする。

3 専門委員会は、不正行為の防止に向けた取組みの状況を公表するものとする。

第3章 通報および調査等

(通報窓口)

第11条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報および告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を地域創造研究センターに置く。

(不正行為に関する申立て)

第12条 本学における研究活動において、不正行為が行われ、またはその疑いがあると思料する者（以下「申立者」という。）は、別記様式の申立書に必要事項を記載し、書面、電話、ファクシミリ、電子メールまたは面談により、通報窓口あて提出するものとする。

2 申立ては、悪意に基づく通報等を防止するため、原則として顕名により行われるものとし、被申立者の氏名、不正行為の態様、その他事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的な根拠が示されていなければならない。

3 匿名による通報等については、その内容に信憑性が認められた場合は、顕名による申立てに準じて取り扱うことができる。

4 前3項の申立てがあった場合、通報窓口担当者は速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

5 最高管理責任者は、前項の報告があった場合、申立内容を精査し、受理した旨または受理しなかった旨を申立者に通知するものとする。

(本学以外の研究機関等からの通知等)

第13条 本学以外の研究機関等から、研究者等に対し不正行為が行われていると疑義がある旨通知があった場合は、前条に基づく申立てがあったものとして、取り扱うものとする。

2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の通報等に準じて取り扱うことができる。

(相談窓口)

第14条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報等の是非や手続きについて疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

2 通報等の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口担当者は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報等の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口担当者は、最高管理責任者に報告するものとする。

(通報内容等の秘密保持)

第15条 通報窓口担当者は、申立者に関する情報や職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 被申立者は、申立者、申立内容、および調査内容について、調査結果の公表に至るまで、外部に漏えいしないようにしなければならない。

3 調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）は、申立者、被申立者、申立内容、および調査内容について、調査結果の公表に至るまで、外部に漏えいしないようにしなければならない。

い。

4 当該通報に係る事案が外部に漏えいした場合は、申立者および被申立者の了解を得て、調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者または被申立者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、申立者または被申立者の了解は不要とする。

5 申立者、被申立者または調査協力者に連絡または通知をするときは、申立者、被申立者または調査協力者のプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(申立者および被申立者等の保護)

第16条 本学の教職員は、通報を理由として、当該申立者、被申立者または調査協力者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、当該申立者、被申立者または調査協力者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報等をしたことを理由に当該申立者に対して、不利益な措置等を行ってはならない。

(予備調査)

第17条 最高管理責任者は、第12条の規定により申立てを受け付け受理した場合、第13条の規定により通知等があった場合または第14条第3項の規定による報告を受け、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、速やかに予備調査を行うものとする。ただし、事案により予備調査の必要がないと判断した場合はこの限りではない。

2 最高管理責任者は、予備調査を実施するため、必要に応じ、本学の教職員の中から複数の予備調査員を指名し、予備調査会を設置する。

3 当該申立てが、本学以外の研究機関等に所属する研究者等を含む場合は、当該研究機関に通知し、共同して調査にあたるものとする。

4 予備調査会は、予備調査の実施に当たっては、申立内容の合理性および調査可能性の有無について調査する。

5 予備調査会は、調査を命じられた日から起算して原則30日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を、最高管理責任者に報告する。

6 前項の報告を受けた最高管理責任者は、本調査を実施するか否かを速やかに決定し、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して申立者および被申立者に通知するものとする。

7 前項の決定をした場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る申立者および配分機関等の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の実施決定)

第18条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに調査委員会を設置するとともに、申立者および被申立者に対し、その旨通知し、調査への協力を求めるものとする。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 前項の場合において、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等および文部科学省に本調査を行う旨、調査方針、調査対象および方法を報告するものとする。

(調査委員会)

第19条 調査委員会は申立者および被告発者と利害関係を有しない者をもって組織し、調査委員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 最高管理責任者が指名する本学の教職員 2名以上

(2) 最高管理責任者が指名する外部有識者 2名以上

- 2 調査委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査委員の氏名および所属を申立者および被申立者に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた申立者または被申立者は、通知日から7日以内の期間に、書面により、調査委員に関する異議申立てを行うことができる。
- 5 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、調査委員を交代させるとともに、その旨を申立者および被申立者に通知する。
- 6 調査委員会による本調査は、調査を命じられた日または前項の通知から起算して原則30日以内に開始されるものとする。
- 7 調査の対象は、通報等がされた事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被申立者の他の研究を含めることができる。
- 8 調査委員会の設置期間は、本調査の開始決定から本調査終了後、認定に対する不服申立てがないことを確認できるまで、または再調査が終了し、その結果を最高管理責任者に報告するまでの間とする。

(調査時の措置)

第20条 調査委員会は、前条に規定する本調査を実施するために必要と認めるときは、申立者、被申立者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。

- (1) 事実関係の聴取
- (2) 関係資料等の提出
- (3) 調査対象の教職員等の研究室等で調査事項に関連する場所の一時閉鎖
- (4) 研究費等使用の一時停止
- (5) その他必要な措置

2 前項の規定は、第17条に規定する予備調査を実施する場合において準用する。

(被申立者による弁明)

第21条 調査委員会は、不正行為の調査および認定に際し、被申立者に弁明の機会を与えるものとする。

(再現性の確認)

第22条 申立てがあった不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被申立者に求める場合、または被申立者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会(機器、経費等の使用を含む。)に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指揮・監督の下にこれを行う。

(証拠の保全)

第23条 調査委員会は、調査を実施する場合にあたって、通報等がされた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類等を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報等がされた事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報等がされた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被申立者の研究活動を制限してはならない。

(不正行為等の認定)

第24条 調査委員会は、第21条に規定する弁明において被申立者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行うものとする。なお、被申立者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。

2 前項において、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合いおよび当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定するものとする。

3 不正行為に関する証拠が申立者等から提出された場合には、被申立者の説明およびその他の証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。また、被申立者が第20条第1項第2号に示される関係資料等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被申立者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことが出来なくなった場合等、正当な理由があると認められる場合、第20条第1項第2号に示される関係資料等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被申立者が所属する、または申立てに係る研究活動を行っていた時に所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についてはこの限りではない。

4 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えるものとする。

(調査結果の通知)

第25条 調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を本調査開始後原則150日以内に最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、申立者および被申立者に調査結果を通知するとともに（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。本条以下同じ。）、被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

3 最高管理責任者は、その事案に係る不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況および再発防止計画を含む調査結果を配分機関等および文部科学省に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等との認定があった場合、申立者の所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。

(認定に対する不服申立て)

第26条 被申立者は、前条第2項の規定により通知された内容に不服がある場合は、通知を受けた日から10日以内に最高管理責任者に対し、理由等を付した文書により不服申立てをすることができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てはできないものとする。

2 最高管理責任者は、被申立者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等および文部科学省に報告するものとする。不服申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様とする。

3 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、その認定について、第1項の例により不服申立てをすることができるものとする。

4 前項に規定する不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、申立者が所属する機関および被申立者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等および文部科学省に報告するものとする。

5 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専

門性を要する判断が必要となるものである場合等には、最高管理責任者は、調査委員の交代もしくは追加することができる。

- 6 不正行為があったと認定された場合に係る被申立者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は申立者および被申立者に当該決定を通知するものとする。

(再調査)

第27条 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、決定を行った日から原則30日以内に再調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、再調査を開始してから原則50日以内に先の調査結果を覆すか否かを判断し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は当該結果を、前条第1項の不服申立てについては、被申立者、被申立者が所属する機関および申立者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等および文部科学省に報告するものとし、前条第3項の不服申立てについては、申立者、申立者が所属する機関および被申立者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等および文部科学省に報告するものとする。
- 4 前条第1項の不服申立てについては、被申立者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。
- 5 被申立者から前項に規定する協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。この場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、申立者および被申立者に当該決定を通知するものとする。

(不正行為が認定された場合の措置)

第28条 最高管理責任者は、調査委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定したときは、次の各号に掲げる調査結果項目を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属および職名
 - (2) 不正行為の内容（不正行為の内容、関与した者の関与の程度、不正使用の相当額等。）
 - (3) 調査結果の公表までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名、所属および職名
 - (5) 調査の方法および手順
 - (6) その他、最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 前項の公表は、認定に対する不服申立てがないことが確認された後、不服申立てが却下された後、または再調査が終了した後に行うものとする。
 - 3 認定された不正行為にかかる研究に対して支給された資金がある場合は、直ちに当該資金の使用を中止する。また、当該資金が、本学が研究費等として支給するもの以外の資金である場合、速やかに配分機関等に報告するものとする。
 - 4 不正行為を行った者および不正行為に協力したと認定された者（以下「被認定者」という。）が本学教職員等の場合は、当該被認定者に対し、当該研究活動を制限し不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するとともに、就業規則等に基づき懲戒処分等を行うものとする。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

第29条 最高管理責任者は、調査委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定しなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合、調査結果を公表するものとする。

(悪意に基づく通報等への措置)

第30条 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であったことが調査委員会において認定された場合は、当該申立者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、前項の措置を講じたときは、該当する研究費等の配分機関等および関係省庁に対して、その措置の内容等を報告する。

(被申立者の名誉回復)

第31条 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった場合は、被申立者の名誉を回復するため、および不利益が生じないために必要かつ十分な措置をとるものとする。

(配分機関等による調査)

第32条 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等による調査事案に係る資料の提出、閲覧および現地調査等の要請に協力するものとする。

第4章 その他

(細則等への委任)

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日から施行する。(第8条関係)

附 則

この規程は、令和6年10月18日から施行する。

別記様式

申 立 書

年 月 日

奈良県立大学学長 様

所属(※1)または住所

氏 名 _____ 印(※2)

連絡先・電話番号

電子メール

奈良県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第12条の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

なお、本申立てに関する大学の調査に対し、積極的に協力します。

記

1. 不正行為の疑義がある教職員等の氏名等

所属部局(※1)

氏 名

2. 疑義の内容

(疑義に至った時期、経緯を含め、具体的に記載してください。不正を示すデータや証拠書類があれば添付してください。別紙でも構いません。)

(※1) 学生の場合は、学籍番号を記入すること。

(※2) 氏名が自署の場合は、押印は不要です。

提出先

〒630-8258 奈良県奈良市船橋町10番地

奈良県立大学地域創造研究センター

電話 0742-93-7022

電子メール rrcrc@narapu.ac.jp

※ 電話・面談による受付は、月～金曜日 8:30-17:15 です。